

議案第 65 号

阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年阿見町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定

する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」を「係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」に改める。

第21条第8号中「各号に掲げる」を「アからクまでの」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第34号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<u>（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）</u> 第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識及び技能の向上等） 第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 （略） （虐待等の<u>防止</u>） 第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （新設）	<u>（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）</u> 第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識及び技能の向上等） 第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 （略） （虐待等の<u>禁止</u>） 第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法</u>	

改正前	改正後	備考
(乳児等通園支援事業所内部の規程) 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>乳児、幼児の区分ごとの</u>利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項<u>及び</u> <u>利用に当たっての留意事項</u> (8)～(11) (略) (秘密保持等) 第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	<u>律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) _____利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項 (8)～(11) (略) (秘密保持等) 第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	

改正前	改正後	備考
2 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第20条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員 の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 (設備の基準) 第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、	2 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第20条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 (設備の基準) 第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、	

改正前	改正後	備考
_____は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	<u>所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	

議案第 65 号説明資料

阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正の理由】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準府令」という。）の一部が改正されたことに伴い、阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、基準府令に準じた改正を行う

【主な改正内容】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）により、乳児等通園支援事業者においても従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務付けられることから、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を整備するもの。

（第 13 条の 2）

その他、文言の整理等、所要の改正を行う。

○附則（施行期日について）

- ・第 13 条の次に 1 条を加える改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の施行の日である令和 8 年 12 月 25 日となる。

（参考）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、本年 4 月から全国の自治体で実施されている。当町においても、本年 4 月から児童福祉法に基づき「阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、施設の認可基準を定め、運用を開始している。

＜利用対象者＞

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
就労要件あり	☐ 保育所、認定こども園など ※小学校就学まで						☐ 小学校
就労要件なし	■乳児等通園支援事業 ①0 歳 6 か月以上 3 歳未満 ②保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない児童（未就学児） ③月 10 時間までの利用 ④300 円／時間			☐ 幼稚園 ※満 3 歳から小学校就学前まで			※満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから